

意見書

令和元年11月15日

小郡市政治倫理審査会

令和元年度 小郡市政治倫理審査会 意見書

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

当審査会は、小郡市政治倫理条例（平成18年小郡市条例第20号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、令和元年9月4日付及び同年11月15日付で市長から求めがあった市長、副市長、教育長（令和元年9月30日付にて任期満了となり、退任した教育長を含む。以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の資産等報告書の審査について、次のとおり慎重な審査を行いました。

- (1) 第1回（令和元年 9月 4日）
 - ①経過報告及び審査依頼
 - ②資産等報告書の審査
- (2) 第2回（令和元年10月16日）
 - ①資産等報告書の審査
- (3) 第3回（令和元年11月15日）
 - ①資産等報告書の審査
 - ②審査会意見書の作成・提出

2. 審査の概要

平成18年3月に新たに制定された条例施行後も、必要に応じて条例改正が行われる等、市における政治倫理の確立に向けた例規上の整備が図られています。また、今年度の資産等報告書の提出にあたり、当審査会の平成30年度意見書において要請しておりました「資産等報告書の提出における電子データの活用」や「資産等報告書の様式に前年度との変更箇所のチェック欄を設けること」が実施されており、市における政治倫理のさらなる確立が図られています。

今回、市長等及び議員全22名の資産等報告書の審査を行いました。条例に基づく関係書類及び資料については、適切に提出されており、政治倫理に対する意識が向上しているものと考えられます。

3. 小郡市政治倫理審査会の意見

条例は、「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ものであり（条例第1条）、当審査会は、「資産等報告書の審査その他の政治倫理確立のために必要な事項の調査等の処理を行うため」置かれたものです（条例第7条）。そして、審査会は、「資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出するこ

と」等の職務を行います（条例第8条）。

当審査会は、令和元年度資産等報告書の審査の結果に基づき下記のとおり意見を述べます。

・ **資産等報告書の内容について**

今回提出された資産等報告書については、内容の不備等が散見されましたが、その後の補正等で修正がなされ、その他特段の疑義は見当たりませんでした。

令和元年11月15日

小郡市政治倫理審査会